

平成 18 年 4 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号  
東京ビルディング 20 階  
日本リテールファンド投資法人  
代表者名 執行役員 廣 本 裕 一  
(コード番号 8953)  
問 合 せ 先  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
常務執行役員 南 俊 一  
TEL. 03-5293-7081

### 東京証券取引所からの「改善報告書」提出請求について

本投資法人は、本日、東京証券取引所(以下、「取引所」)より下記の事由にて、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例(以下、「不動産投信特例」)第 7 条第 4 項の規定により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、「適時開示規則」)第 22 条第 1 項の規定に基づき、「経緯及び改善措置を記載した報告書」(以下、「改善報告書」)の提出を求められましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 「改善報告書」の提出事由

本投資法人は、平成 14 年 3 月 1 2 日の上場日以降、投資口の追加発行、決算短信等に関し実際の決議日の翌日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、実際の決議日の翌日に開示した事案が 7 件認められる。

このように、上場時より長期間にわたって適時開示規則違反行為が断続的に行われている現状から鑑みると、本投資法人においては、適時開示を適切に行うための体制等について改善の必要性が高いと認められることから、不動産投信特例第 7 条第 4 項の規定による、適時開示規則第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められたものです。

本投資法人は、取引所からの当該報告書の提出を厳粛に受け止め、真摯に回答していく所存でございます。

以 上